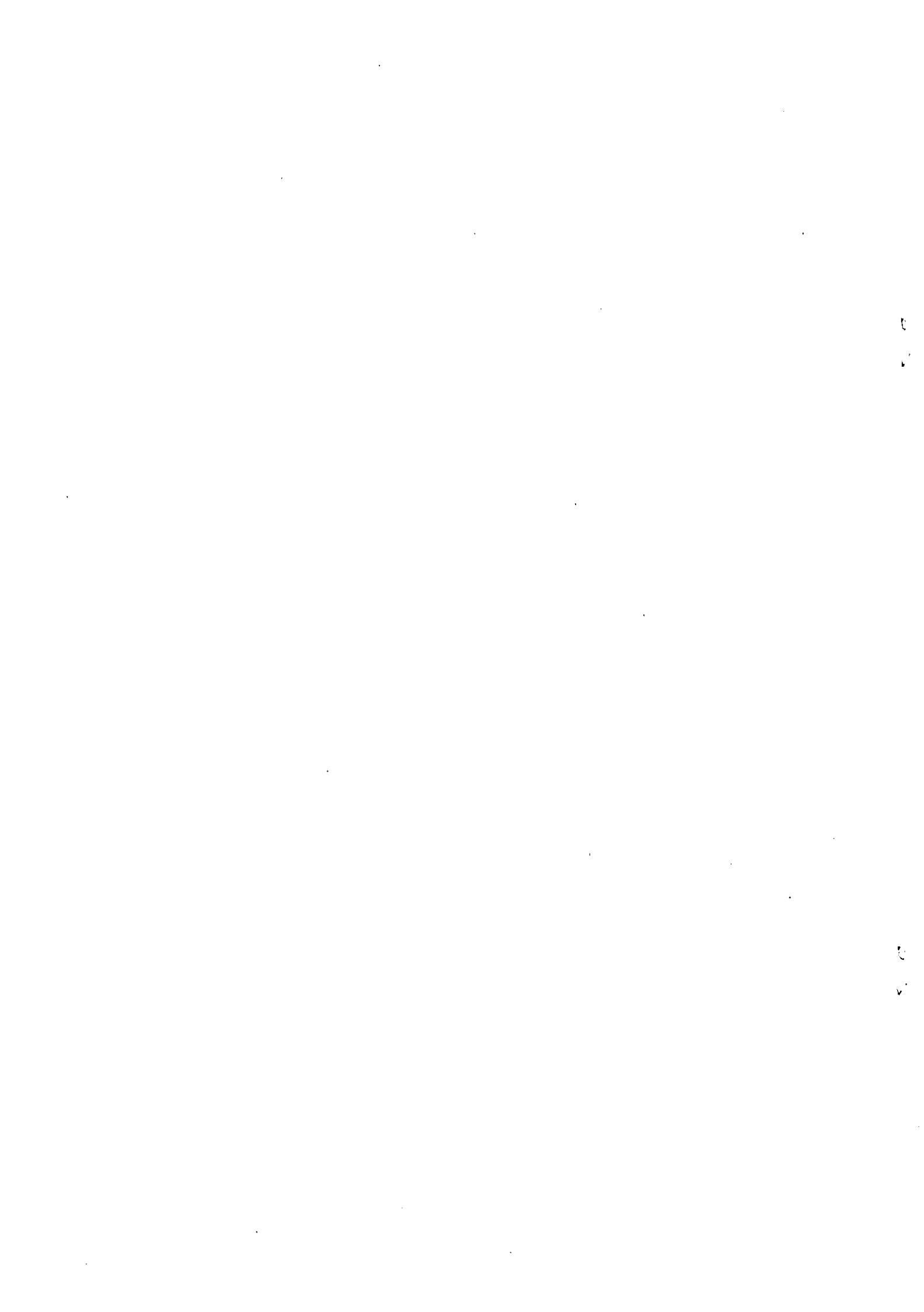


# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年6月28日)

- 1 美保基地所属C-2輸送機の滑走路逸脱事案に係る原因及び再発防止策の説明について  
【地域振興課】・・・1ページ

地 域 振 興 部



# 美保基地所属C－2輸送機の滑走路逸脱事案に係る原因及び再発防止策の説明について

平成29年6月28日  
地 域 振 興 課

6月9日(金)午前6時40分頃、美保基地所属C－2輸送機が模擬離陸を行うため滑走路に進入する際、滑走路を逸脱する事案が発生しました。

これを受け県は航空自衛隊美保基地司令及び中国四国防衛局長に安全確保等に関する申入れを行い、このたび同基地から原因及び再発防止策について説明がありました。併せて、同基地から基地周辺の市議会及び地元住民に対しても、説明が行われましたので、報告します。

## 1 美保基地からの安全確保等に関する説明

- (1) 日時 6月20日(火)午後4時～4時50分
- (2) 場所 県庁地域振興部長室
- (3) 来訪者 航空自衛隊 美保基地司令 北村 靖二(きたむら やすじ)  
中国四国防衛局 企画部次長 谷内 誠(たにうち まこと) 他
- (4) 対応者 鳥取県地域振興部長 高橋 紀子
- (5) 美保基地司令からの説明要旨(原因及び再発防止策等) ※詳細別紙のとおり
  - ・原因は、人的要因に起因(操作手順書の不備及び操作手順の誤りにより、ステアリングの制限及びブレーキの不作動が生じたもの)。
  - ・再発防止として、全てのC－2の機体(装置、ステアリング等)を点検し、健全性を確認するとともに、操作手順書の修正を行った。
  - ・操縦者等へ、緊急事態発生時の対処も含めた操作手順等の教育の徹底を図っている。
  - ・さらに、万全の再発防止策をとる必要があると考えており、機体改修について中央と連携を取りながら図っていきたい。
  - ・地元自治体(境港市、米子市)と住民説明会の開催を調整し、住民の皆様に丁寧に説明する。

## 2 美保基地から各市議会及び地元住民への説明

基地として、安全対策を講じ安全確保に万全を期すこと、操作手順の見直しと操縦者等への教育の徹底により再発防止に努めることについて、市議会及び住民への説明が行われた。

### (1) 開催状況

- 6月26日(月)米子市住民説明会
- 6月27日(火)境港市議会全員説明会、境港市住民説明会
- 6月29日(木)米子市議会全員協議会(予定)

### (2) 市議会及び住民への説明会での主な意見

- ・新しい機種でわからなかつたでは困る。今後、空中給油機も入る。今回の事案を大きな教訓と認識してほしい。
- ・1人のミスではなく全体の責任。徹底的に教育をしてミスを起こさないようにしてほしい。
- ・人的ミスを防ぐ二重三重の手立てをシステム上でできないか。
- ・基地と自治体で日頃から連携を深め、緊急連絡体制を構築し速やかに情報伝達をしてほしい。



## 輸送機C-2の安全確保等に関する申入れに対する回答

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成29年6月9日（金）午前6時42分頃発生しました航空自衛隊美保基地所属のC-2輸送機205号機（以下、「当該機」という。）の滑走路逸脱事案に際し、基地周辺住民の皆様方に多大なるご心配並びにご迷惑をお掛けしましたこと、また、民間航空機の運航に影響を与えたことに、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の事案においては、当該機への機体の損傷並びに搭乗員への負傷等がなく可及的速やかなる調査を行うことができ、早期に発生原因を特定することができました。

つきましては、別紙のとおり特定された原因に基づく再発防止のための安全対策をしっかりと講じ、地元の皆様方に対する丁寧な説明と対応に誠意を尽くしてまいります。地元の皆様方のご理解が得られた場合には、今後のC-2輸送機の運用試験に格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月20日

第3輸送航空隊司令兼ねて美保基地司令  
1等空佐 北 村 靖



添付書類：別紙

## 航空自衛隊美保基地におけるC-2輸送機の滑走路逸脱事案の原因及び再発防止策について

### 1 事案概要

平成29年6月9日(金)午前6時42分頃、航空自衛隊美保基地において、第3輸送航空隊所属のC-2輸送機が、運用試験での緊急発進手順による模擬離陸までの一連の操作確認のため、管制指示に基づき、一旦、滑走路手前の誘導路で停止後、誘導路から滑走路に進入しようとしたところ、操縦者のステアリング操作及びブレーキ操作を機体が受け付けず、同機は、そのまま滑走路を南側に横断、滑走路を逸脱して停止したもの。

### 2 事案発生の原因

#### (1) 主因

操縦者が、慣性基準装置（機体の位置や速度を正確に機体システムに認識させるための装置）の作動準備完了前に機体を移動させるという誤った手順で操作したことにより、慣性基準装置は機体が高速移動しているものと誤認識し、機体損傷を防止するための保護機能が作動した。そのため、ステアリング作動角度が制限されるとともに、ブレーキが不作動状態となった。

#### (2) 副因

操作手順書には、慣性基準装置の作動準備完了前に機体を動かしてはならない旨の記載があるものの、操縦者が適切に慣性基準装置の操作手順を行わない場合に当該事象が生起する可能性を警告する記載がなかった。そのため、操縦者は、当該事象が生起することを認識していなかった。

### 3 再発防止対策等

#### (1) 機体の健全性の確認

航空自衛隊が有する全てのC-2輸送機の慣性基準装置、ステアリング及びブレーキの点検を実施した結果、異常はなく、機体の健全性が確認された。

#### (2) 操作手順書の見直し

操作手順書に、慣性基準装置の作動完了を確認後に機体を移動させる項目を追加するとともに、慣性基準装置の操作手順を誤った場合に発生する影響の大きさ及び具体的な発生事象を注意事項（警告）として記載する。なお、他システム等の操作手順書についても項目に抜けのないことを確認した。

#### (3) 操縦者等への教育徹底

ア 慣性基準装置及び関連システムに関する教育

イ 機体操作に係る通常手順及び緊急手順等の徹底（操作手順書の見直しで追加する項目等を含む。）

ウ 緊急事態発生時の対処要領

1

2

3

4